

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 図書館	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
業 務 名	令和 7 年度図書館用図書購入契約	
業 務 の 概 要	尾張旭市立図書館用図書を図書館指定の付帯装備を含め、年間を通して継続的に購入する。	
契約金額（税込）	契約単価は、図書館指定の付帯装備を含め図書の定価とする。（購入代金は、15,100,000 円を上限とする。） ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	尾張旭市図書納入組合	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 （該当する□欄に印をつけること）	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	図書等は、著作物再販売価格維持制度により、書店間の価格差がないことから競争入札に適さないため。 尾張旭市立図書納入組合は、本市において図書納入にかかる組合の唯一の団体であり、当該契約が確実にできる契約の相手方は他に存在しないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会 図書館です。